

結果の概要

1 精神保健福祉関係

(1) 精神障害者申請通報届出数、措置入院患者数及び医療保護入院届出数

平成30年度の一般・警察官等からの「申請通報届出数」は25,290件で、前年度に比べ1,492件(5.6%)減少している。また、「申請通報届出のあった者のうち診察を受けた者数」は9,934人で、前年度に比べ398人(4.2%)増加している。(表1)

平成30年度末現在の「措置入院患者数」は1,478人で、前年度に比べ34人(2.4%)増加している(表1、図1)。

平成30年度の「医療保護入院届出数」は187,683件で、前年度に比べ2,029件(1.1%)増加している(表1)。

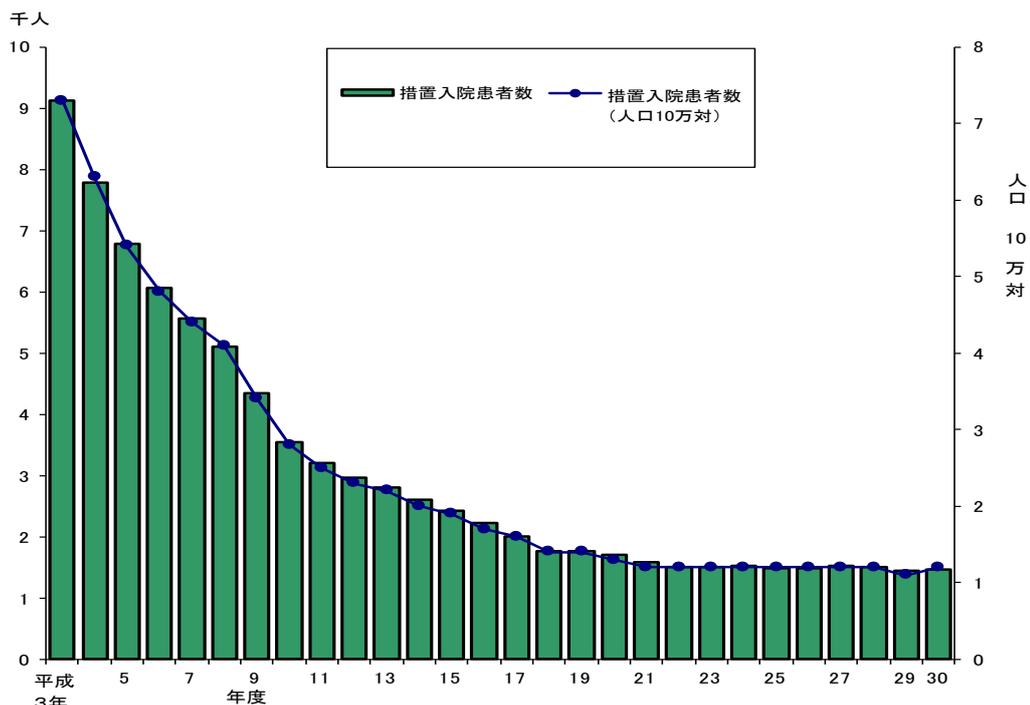
表1 精神障害者申請通報届出数、措置入院患者数及び医療保護入院届出数の年次推移

| | 平成26年度 (2014) | 27年度 ('15) | 28年度 ('16) | 29年度 ('17) | 30年度 ('18) | 対前年度 | |
|--|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|------------|
| | | | | | | 増減数 | 増減率 (%) |
| 申請通報届出数(件) (各年度) | 24 729 | 25 922 | 28 346 | 26 782 | 25 290 | △ 1 492 | △ 5.6 |
| 申請通報届出のあった者のうち 診察を受けた者数(人) (各年度) | 9 094 | 9 484 | 9 775 | 9 536 | 9 934 | 398 | 4.2 |
| 措置入院患者数(人) (各年度末現在) (人口10万対) | 1 479 1.2 | 1 519 1.2 | 1 502 1.2 | 1 444 1.1 | 1 478 1.2 | 34 | 2.4 |
| 医療保護入院届出数(件) ¹⁾ (各年度) | 170 079 | 177 640 | 180 875 | 185 654 | 187 683 | 2 029 | 1.1 |

注：1)平成26年4月1日の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により、保護者制度が廃止され、医療保護入院の同意者が従来の保護者又は扶養義務者から、家族等のうちいずれかの者となった。

図1 措置入院患者数の年次推移

各年(度)末現在



注：平成8年までは、暦年の数値である。

1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

(2) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数

平成30年度末現在の精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数（有効期限切れを除く。）は1,062,700人で、前年度に比べ70,884人（7.1%）増加している（表2）。

表2 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数（有効期限切れを除く。）の年次推移

（単位：人）

各年度末現在

| | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 対前年度 | |
|--|---------|---------|---------|---------|-----------|--------|--------|
| | (2014) | ('15) | ('16) | ('17) | ('18) | 増減数 | 増減率(%) |
| 精神障害者保健福祉手帳 交付台帳登録数 (有効期限切れを除く。) | 803 653 | 863 649 | 921 022 | 991 816 | 1 062 700 | 70 884 | 7.1 |
| (人口10万対) | 632.4 | 679.5 | 725.6 | 782.8 | 840.5 | | |
| 1級 | 108 557 | 112 347 | 116 012 | 120 651 | 124 278 | 3 627 | 3.0 |
| 2級 | 488 121 | 519 356 | 550 819 | 590 557 | 630 373 | 39 816 | 6.7 |
| 3級 | 206 975 | 231 946 | 254 191 | 280 608 | 308 049 | 27 441 | 9.8 |

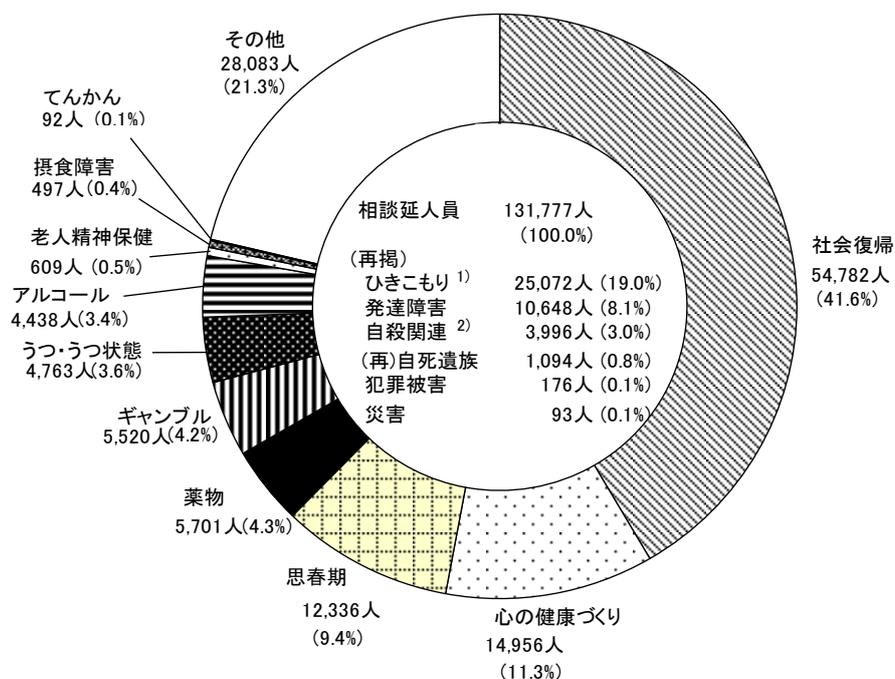
(3) 精神保健福祉センターにおける相談延人員

平成30年度の精神保健福祉センターにおける相談延人員は131,777人となっている。主な相談内容別にみると、「社会復帰」が54,782人（41.6%）と最も多く、次いで「心の健康づくり」14,956人（11.3%）、「思春期」12,336人（9.4%）となっている。

また、相談延人員のうち相談内容が「（再掲）ひきこもり」は25,072人（19.0%）、「（再掲）発達障害」は10,648人（8.1%）となっている。（図2）

図2 精神保健福祉センターにおける主な相談内容別延人員

平成30年度



注：1）「ひきこもり」とは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

2）「自殺関連」とは、相談内容が、自殺の危険、予告・通知、実行中、未遂、遺族等からの相談のいずれかに該当するものをいう。